

◎新潟県告示第910号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和4年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟4第 1号	令和4年8 月20日	令和7年8月19 日	新発田市五十公野3969 番地 合資会社大沼種鶏場 代表社員 大沼 和雄	新発田市五十公野3969番地 合資会社大沼種鶏場
新潟4第 2号	令和4年8 月20日	令和7年8月19 日	新発田市住吉町2丁目 6番23号 有限会社岩村ポートリ ー 代表取締役 岩村 忠輔	北海道夕張郡由仁町馬追247番地 有限会社岩村ポートリー北海道事務所 村上市梨木字元山487-1 有限会社岩村ポートリー荒川孵卵場